

エネルギー・トランジションに係る二国間協力プロジェクトの推進に関する

日本国経済産業省及びベトナム社会主義共和国商工省の間の協力覚書

日本国経済産業省及びベトナム社会主義共和国商工省（以下「両当事者」という）は、

アジアの脱炭素化を進めるとの共通の意図の下、エネルギー・トランジションに係る協力を推進することを企図したアジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）の取組として実施された、これまでのAZEC 首脳会合及び閣僚会合の成果を歓迎し、

日越官民による協力を推進するためにベトナムに設置された AZEC/GX 推進ワーキングチームの活動を通じ、天然ガス・LNG、再生可能エネルギー及び関連する重要インフラである送配電網等に係るベトナム国内の制度・規制の整備が進展していることを歓迎し、

さらなる協力の強化に向けて、以下の認識を共有する。

- ・ 各国の事情に応じた多様な道筋の下でネットゼロという共通のゴールを目指し、経済成長、エネルギー安全保障、脱炭素化を同時に実現するという AZEC 原則を再確認し、両当事者は、AZEC/GX 推進ワーキングチーム等の適切な二国間枠組みにおいてエネルギー・トランジションに係る二国間協力を推進する第一弾として、別添に記載のあるプロジェクトの実施を促進するべく、協議を実施・継続する。両当事者は、別添のプロジェクトリストは最終的なものではなく、別添に記載のないプロジェクトに係るものも含む今後の両当事者間の議論に基づき、変更があり得る点に留意する。
- ・ ベトナム社会主義共和国商工省は、ベトナムの国内法及び国内規則に従って実施されることとなる、日本側より提案のあったプロジェクトリストを歓迎する。
- ・ 両当事者は、さらなる具体的なエネルギー・トランジションプロジェクトの形成に向けて、民間企業を含め、関係機関の議論を促進する。

(仮訳)

- ・ 両当事者は、適切な事業環境の整備、政策提言、技術、ファイナンス、人材育成等、エネルギー・トランジションプロジェクトの実施を促進するための方途を議論し探求する。

両当事者間の協力の原則は、(i) 両当事者の国内法、国内規則及びそれぞれの国が締約国である国際条約に従って、(ii) それぞれの期間における、それぞれの当事者の資源、能力及び需要の範囲内で、確保される。

本協力覚書は署名日から開始となり、3年間継続され、更新予定日の3箇月前に両当事者のいずれかが終了の意図を書面で通知しない限り、自動的に3年間延長される。本協力覚書の終了は、両当事者が別段の決定を書面で下さない限り、終了前に実施された本協力覚書の下での協力活動の実施に影響を及ぼすものではない。

本協力覚書は法的拘束力を持たず、ベトナム社会主義共和国及び日本国にとって権利又は義務を発生・変更・形成させるものではない。

2025年4月28日に署名され、英語による本書2通ずつ作成された。それぞれの当事者は、1通ずつを保管する。

日本国経済産業省を代表して

ベトナム社会主義共和国商工省を代表して

武藤 容治
大臣

グエン・ホン・ジエン
大臣

(別添)

「日越協カパイロットプロジェクト(第一弾)」

- ①蓄電池・DR 等による DEEP C 工業団地の再エネ発電エネルギーマネジメント
- ②ヴァンフォン 2 LNG to Power
- ③ブロック B-オモン Gas to Power
- ④EVN 石炭火力発電所へのアンモニア混焼
- ⑤タンロン工業団地・北ハノイスマートシティ脱炭素化(オンサイト)
- ⑥トヨタグループ Joint DPPA(オフサイト)
- ⑦陸上・ニアショア風力(チャビン省)
- ⑧クアンニン LNG to Power
- ⑨JBIC による送電網整備支援(2件)
- ⑩ロンドウック工業団地のグリーン化促進
- ⑪ニソン LNG to Power
- ⑫洋上風力案件群
- ⑬ドンナイ省内の CO2 排出量削減・サーキュラーエコノミー促進
- ⑭タイビン LNG to Power